海上演習場関係

◎使用条件変更

ホテル・ホテル訓練区域

一　次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域を使用する際は、当該月のおおむね十五日前までに予告する。

1　北緯二六度二三分一四秒、東経一二八度一九分五三秒

2　北緯二七度〇六分一四秒、東経一二九度〇九分五二秒

3　北緯二六度一九分三〇秒、東経一二九度一〇分〇〇秒

二　一の予告にかかわらず、一に掲げる水域を使用しない当該週及び翌週の日時について、週ごとに予告する。ただし、予告を変更し、当該水域を使用する際は、原則として、少なくとも四十八時間前までに予告する。

三　一に掲げる水域を使用しない場合、次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域において、漁具を船舶外に残すことを必要としない漁法又は延縄漁法を使用すること、及び飛行訓練に悪影響を及ぼすおそれのある活動を行わないことを条件として、船舶の通過又は漁獲を行うことができる。

1　北緯二六度二三分一四秒、東経一二八度一九分五三秒

2　北緯二六度五七分四六秒、東経一二九度〇〇分〇〇秒

3　北緯二六度一九分五九秒、東経一二九度〇〇分〇〇秒

四　船舶にとって安全とみなされる飛行訓練のために、一に掲げる水域上空の空域が引き続き使用される。

五　一に掲げる水域及びその上空の空域の用途及び使用時間については、従前のとおりとする。一に掲げる水域及びその上空の空域を除くホテル・ホテル訓練区域（水域・空域）の用途、制限内容等については、従前のとおりとする。

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒

2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒

3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四一〇度五九分五九秒

4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四一〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十六年七月十八日から同月三十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○中国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字須佐字押谷二〇五番一から同市大字須佐字坂根二一五番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十六日

○九州地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十六日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市千々石町丙字大久保二三九番一から同市千々石町丙字西嶽火四五番まで	前	三〇・五メートル	九五〇キロメートル
	後	三一・四メートル	九八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十六日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	雲仙市千々石町丙字小久保一九九番一から同市千々石町丙字品垂り二五三番四まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十六日

○北海道開発局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道様似郡様似町字旭七五番一から同町字旭八九番二まで	前	一七・八メートル	九〇・〇キロメートル
	後	一七・八メートル	九〇・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道日高郡新ひだか町三石越海町八九番一から同町三石越海町九一番四地先まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年七月十六日